

掲示物の不当撤去は絶対に許さない！

職場で堂々とビラを配布しよう！

職場での組合活動を更に展開しよう！

5月30日、東京高等裁判所は「組合掲示物の不当撤去」の行政訴訟控訴審において、地方裁判所の判決を上回る組合側の勝利判決を下しました。

大一両分会の今日までのたたかいが、更なる勝利判決をかちとったのです。

このたたかいは、1995年の大阪府労働委員会でのたたかいから始まりました。その後、中央労働委員会でのたたかい、東京地方裁判所でのたたかい、そして高等裁判所でのたたかいへと引き継がれてきました。

言うまでもなくこのたたかいは、職場での組合活動を根絶やしにするという会社からの攻撃に職場と法廷で真正面から立ち向かうたたかいでした。同時にそれは、多くの職場で繰り返されているJR東海会社による職場内での組合活動への妨害行為に対して、有効なたたかいが創り出せない状況を打ち破るたたかいでもありました。また、1995年から始まったこのたたかいは、多くの役員が本体職場から隔離された状況でのたたかいでした。そして地方裁判所、高等裁判所のたたかいの節々では不当転勤という会社からの妨害行為が繰り返されました。しかし、大一両分会の仲間はそれに屈せずたたかい続けたのです。その結果、勝利判決をかちとったのです。

たたかいを支えたのは、仲間の連帯したたたかいでした。同時に、不当転勤させられた仲間が転勤先で奮闘している姿でした。たたかいを可能にしたのは「絶対に許さない」という強い意志と「嘘をつかない」「仲間を裏切らない」「決めたことは守る」という仲間どうしの強い絆でした。

5月23日には大三両分会の仲間が画期的な勝利命令をかちとりました。ほとんどの職場で堂々とビラ配布ができない風土がつくられている中で「東海の地から労働運動の火を消すな」というJR東海労結成の意義を職場からこだわりをもって実践してきた成果です。

私たちの今なすべきことは明白です。それは車両所分会の仲間と共に、職場での組合活動を強化することです。同時に、かちとった勝利の意義を広く未来へ伝えていくことです。組合員の皆さん！今こそ“JR東海労魂”を発揮して、更なるたたかいを職場から展開しようではありませんか。

2007年6月1日

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
大阪第一・第二・第三・名古屋車両所分会